

1章 見沼田圃の現況と課題

1. 見沼田圃の位置づけ

見沼田圃は、国、埼玉県及び本市の各種計画において、貴重な緑地・農地・水辺等の保全・活用・創造を図るべき区域等として位置づけられており、平成7年（1995年）に埼玉県が策定した「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」などに基づいて土地利用の制限等が行われています。

平成15年（2003年）3月には、見沼田圃の理想的な姿やその実現に向けた様々な取組等について、見沼グリーンプロジェクト研究会から『見沼新時代へ』という提言が提出されました。

各種計画等の概要は以下に示すとおりです。

各種計画等		見沼田圃の位置づけ
国	首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン（H16.3 / 自然環境の総点検等に関する協議会）	<見沼田圃・安行ゾーン> 都市化された周辺部の中に水田や畑地が多く残る地域であり、市街地に極めて近いため、開発圧力が高く、農地の機能を多面的にとらえて保全を進めていくことが求められている地域
埼玉県	見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（H7.4）	<保全・活用・創造の基本的方向> 見沼田圃を人間の営みと自然が調和を保つ地域として、また、市街地に近接した緑豊かな空間として、効率的・安定的に農業経営が行える場として整備するとともに、ライフステージに応じた自然とのふれあいの場として整備するなど、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図る
	彩の国豊かな自然環境づくり計画（H11.3）	大都市近郊に唯一存在する大規模な自然として貴重なゾーン
本市	さいたま希望（ゆめ）のまちプラン 総合振興計画 改訂版（H18.1）	<環境・アメニティ分野における施策展開の方向性> 見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図る 緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによってその活用を図る
	さいたま 2005 まちプラン さいたま市都市計画マスタープラン（H17.12）	<見沼田圃及びその周辺地域の基本方針> 水・みどり資源の保全・活用・創造を通じ、農地や田園環境を生かした田園交流拠点を形成
	さいたま市緑の基本計画 改訂版（H19.3）	<見沼田圃シンボル軸の方針> 見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、市民やボランティア・NPO、事業者と協働しながら、農地・斜面林・水辺を一体的にとらえ、国際的に誇れる「見沼の緑」の保全・活用・創造を積極的に推進
	さいたま市都市景観形成基本計画（H19.10）	<見沼田圃景観軸の都市景観形成方針> 見沼田圃と斜面林などを一体的に保全していくことを基本とし、眺望や斜面林に配慮し、調和のとれた都市景観の形成を図る
	百万人の農 さいたま市農業振興ビジョン 改訂版（H21.4）	<見沼田んぼ地域> 立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農体験の提供を軸に活性化が期待される地域
	さいたま市環境基本計画（H16.1）	<基本目標：歩いて楽しい緑豊かなまち> ・見沼田圃や荒川などの河川敷の自然緑地、雑木林や屋敷林など身近に残る里やまの緑と、そこに生きる動植物が守られている ・緑や水辺などの自然景観、歴史あふれる景観、歩いて楽しい、整った街並みや歩道など個性豊かで愛着を持つことができる、美しい景観がつくられている など

見沼新時代へ - 見沼田圃
の将来像とセントラルパーク基本
構想に関する提言
(H15.3)

< 基本理念 >

「見沼新時代」の認識に立ち、見沼田圃の自然・歴史・文化を市民の
かけがえのない環境資産として後世に伝える

< 基本方針 >

- ・見沼田圃の歴史・文化を未来に伝え生かす
- ・様々な緑地形態で一体的な保全・活用・創造を進める
- ・広域的な水と緑のネットワークを形成する

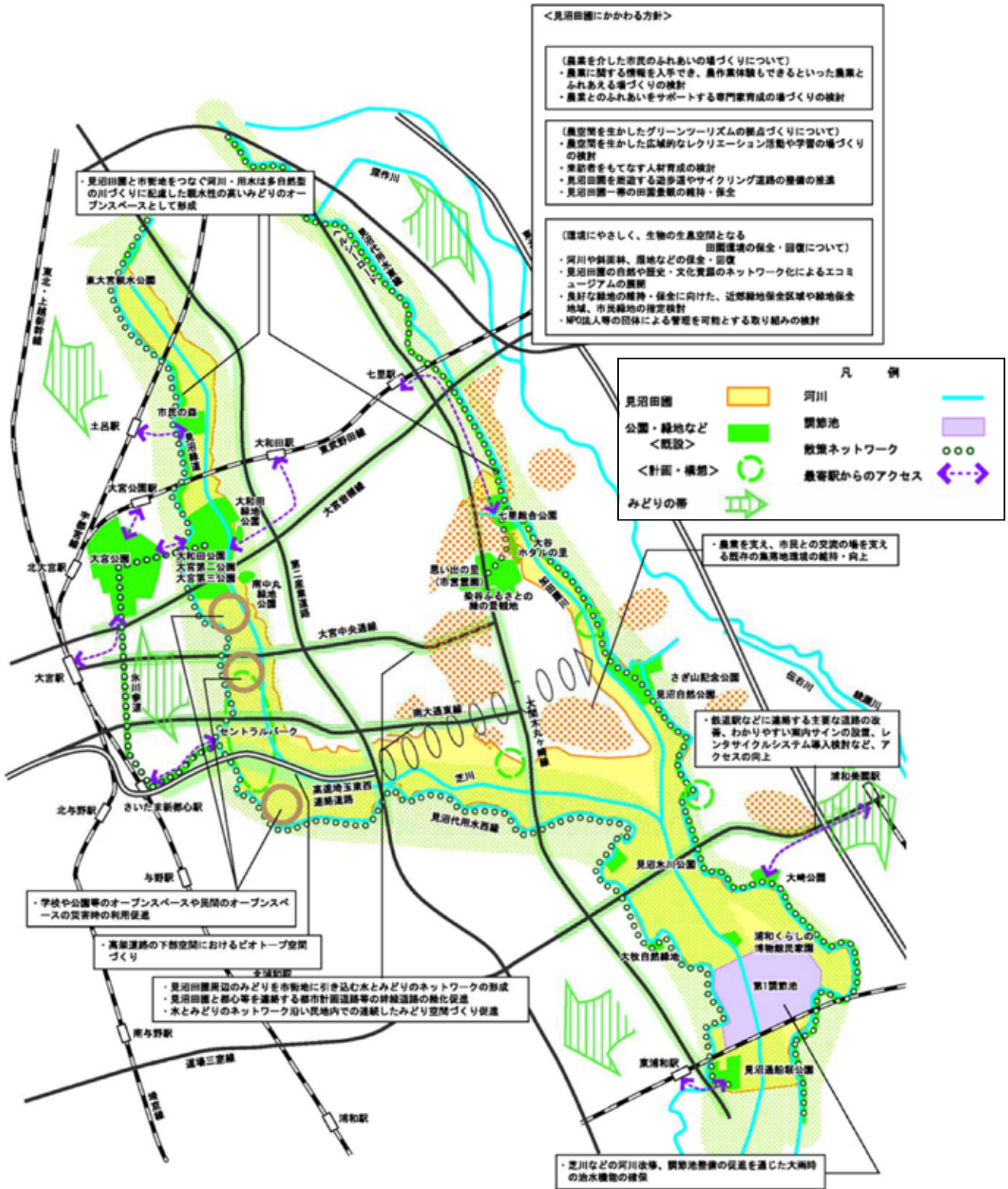


図 見沼田圃及びその周辺地域の方針図

(出典：さいたま 2005 まちプラン さいたま市都市計画マスタープラン)

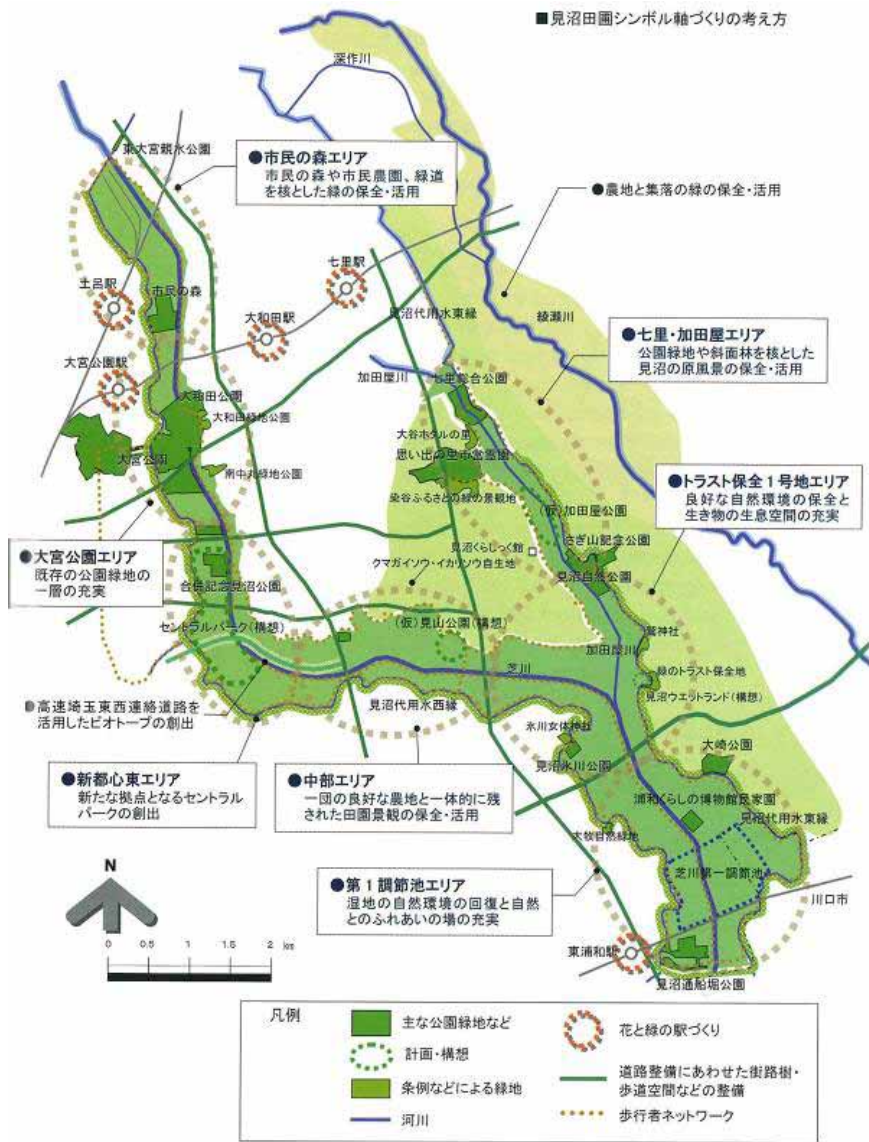


図 見沼田圃シンボル軸づくりの考え方

(出典：さいたま市緑の基本計画 改訂版)

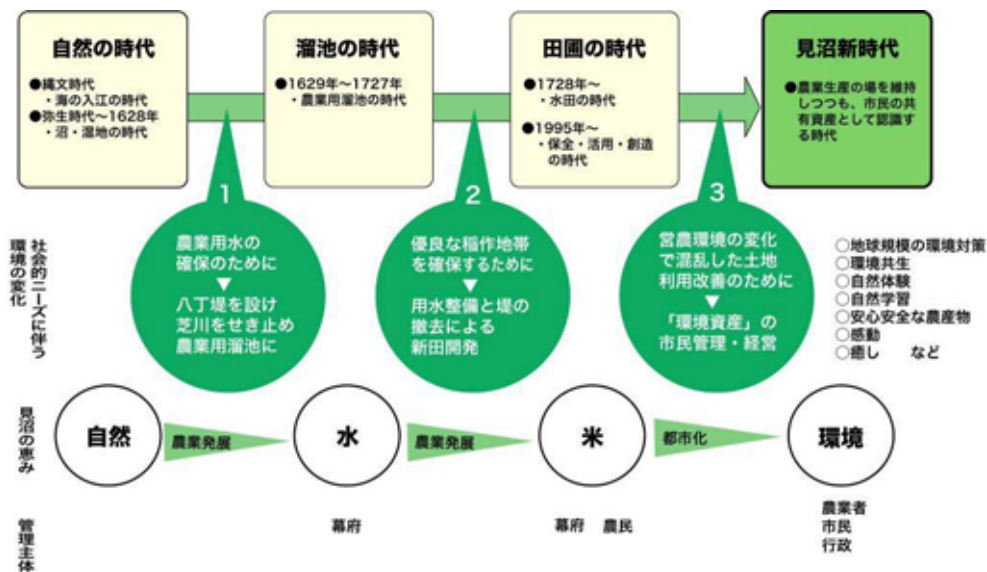


図 「見沼新時代」へ

(出典：見沼新時代へ - 見沼田圃の将来像とセントラルパーク基本構想に関する提言)

2. 見沼田圃の現況

見沼田圃の現況として、6つの分野（土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動）について、主な現状・特徴等を整理しています。

< 分野 >

< 見沼田圃の現状・特徴等 >

土地利用

「田」「畑」を合わせた農地が全体の約4割を占めており、公園・緑地等、河川・水路と合わせて、まとまりのある緑地空間となっています。

平成9年度から平成19年度にかけて「畑」「田」を合わせた農地面積が約100ha減少し、農地の荒地化が進行しています。

首都高速埼玉新都心線の建設等により、さいたま新都心の東側地区などにおける開発圧力がさらに高まりつつあります。

小・中学校、高等学校等の教育施設やグラウンド、病院、清掃工場、防災センターなどが多くの公共施設が立地しています。

地区内道路への通過交通の流入やゴミの不法投棄が問題となっています。

自然環境

見沼田圃に残る斜面林や水田、河川などの良好な自然環境が、植物、昆虫類、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、水生生物など多様な種類の生物の成育・生息場所となっています。

斜面林や平地林等は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染浄化などの役割を果たすと同時に、見沼田圃独特の里地の田園景観を作り上げています。

芝川、加田屋川や見沼代用水は、見沼田圃ならではの景観形成や水生生物の生息の場として重要な役割を担っています。

農

見沼田圃では、以前は稲作を中心に農業が営まれ、広大な水田が広がっていましたが、高度経済成長期以降、宅地への土地利用転換や米の生産調整による畑への土地利用転換が行われ、現在は水田よりも畑が多くなっています。

首都圏という大消費地に隣接することを活かして、野菜や植木、苗木、野菜等を中心に作付けされているほか、ブルーベリー、梨、ぶどう等の観光農園や、野菜等の農産物直売所が立地しています。

近年、急激な都市化の進展や社会情勢の変化に伴い、農業人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足などにより、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農地の荒地化が進行しています。

農地所有者の意向調査によると、今後農業をやめたいという人や農地以外の土地利用転換を望む人が相当数おり、将来的に農地からの土地利用転換が進行するおそれがあります。

歴史・文化

見沼田圃は、もともとは東京湾とつながる入江で、約6000年前に海が後退して出現した無数の沼・湿地でしたが、江戸時代初期に農業用水を貯めるための見沼溜井が築造され、さらに江戸時代中期には見沼溜井が干拓されて広大な水田として整備され、稲作を中心とした農業が営まれてきました。

見沼田圃及び周辺地域には、見沼に鎮まる水神を祀った紀元前創建と伝えられる大宮氷川神社、かつての見沼代用水の舟運を支えた国指定史跡である見沼通船堀、市指定有形文化財である国昌寺開かずの門といった指定文化財をはじめ、寺社や遺跡など数多くの歴史・文化遺産が点在しています。

龍神伝説などの説話や伝承、市指定無形民俗文化財である南部領辻の獅子舞などの伝統行事が残っています。

歴史・文化の伝承を目的とした学習施設として、浦和博物館や旧坂東家住宅見沼くらしっく館などが整備されています。

観光・交流

多くの方々に見沼田圃へ訪れていただくため、複数のコースを設定した「見沼田圃の散歩みちマップ」を作成・配布しています。

多くの公園・緑地が整備されており、市民の憩いの場として活用されています。見沼田圃及び周辺の見所を紹介する案内板、「見沼田圃の散歩みち」マップのコース上の分岐等での誘導標識の設置が進められています。

「見沼田圃の散歩みち」のコース上では、ベンチ・パーゴラなどの休憩施設が数箇所整備されています。

農業に関係した祭りなど多彩なイベントが行われ、多くの人を集めています。

教育・市民活動

見沼田圃は、市内小学校の環境教育の場として活用されています。

環境保全、環境調査、レクリエーション、援農、環境学習、文化・歴史、農業体験など、見沼田圃をテーマとした様々な市民活動団体が活動しています。

見沼田圃には、市民農園、県民ふれあい農園など、市民と農業のふれあいの場として農地が活用されている箇所が数カ所あります。


表示	内容
	田
	畑
	荒地(耕作放棄地など)
	宅地A(住宅地、戸建、マンション、住宅団地)
	宅地B(業務用地、事務所、事業所、工場等)
	駐車場(宅地に付属しているものは除く)
	公共施設(建設中のものを含む)
	公園、緑地
	裸地(空地)
	河川、水路、貯水池
	調整池
	樹林地
	道路
	見沼田圃区域界



図 土地利用現況図(平成19年度)

(出典:見沼田圃土地利用現況調査業務報告書〔平成20年3月〕)

3. 見沼田圃の課題

見沼田圃の現況をふまえ、6つの分野ごとに、見沼田圃の保全・活用・創造に向けた課題を整理しています。

(1) 土地利用に関する課題

荒れ地や耕作放棄地などの積極的な活用

見沼田圃では、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等による制限や「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づいて土地利用の制限が行われています。しかし近年、見沼田圃の農地は減少しており、平成9年(1997年)から平成19年(2007年)までの10年間で田・畑を合わせた農地面積が約620haから約520haへと約100ha減少するとともに、荒れ地が約9ha増加しています(見沼田圃土地利用現況調査〔平成19年度〕)。つまり、これまでの土地利用制限に基づいた保全・整備だけでは、農地の保全が困難になりつつあります。一方、農地の利活用には各種法規制により一定の制限があり、耕作放棄や荒地化した農地の有効活用も難しい状況となっています。

そのため、農業政策との連携を図りながら、農地の耕作放棄・荒地化を抑制して優良農地の保全を図るとともに、荒地化した農地の再生を図るため、行政及び耕作者・土地所有者が主体となって、荒れ地や耕作放棄地の積極的な活用・管理を進めていく必要があります。

土地利用の適切な規制・誘導

見沼田圃では、さいたま新都心の開発や首都高速埼玉新都心線の建設等により、特にさいたま新都心の東側のエリアなどにおいて、開発圧力がさらに高まる可能性があります。また、一部の農地では、残土置き場や資材置き場など好ましくない利用もみられます。

一方、見沼田圃は、首都圏に残された貴重な大規模緑地空間であり、周辺市街地における都市化の進展や近年の市民ニーズの多様化等に伴い、レクリエーション、散策、農業体験、環境学習等の場としての活用ニーズも高まっています。

そのため、良好な農地や自然環境の保全に向けて開発や宅地化を適切に抑制しながら、既に市街化が相当進行している地域や積極的に整備・活用を図るべき地域などにおいては、周辺の自然環境・田園景観との調和に配慮しながら、多様な活用ニーズに対応した土地利用の誘導を図っていく必要があります。



写真 農地の荒地化の例



写真 資材置き場の例

公共施設における防災機能の確保

見沼田圃は市街地に隣接した大規模な緑地空間ですが、大宮・さいたま新都心寄りのエリアを中心として学校（芝川小、土呂中、第二東中、大原中、栄東高・中、大宮開成高・中など）、公園（市民の森、大和田公園、大宮第二・第三公園など）、グラウンドなどの公共施設・オープンスペースも数多くあり、平成 19 年度における「公共施設」の面積は約 79ha（見沼田圃全体の 6.3%）、「公園・緑地等」の面積は約 128ha（同 10.2%）となっています（見沼田圃土地利用現況調査〔平成 19 年度〕）。これらの公共施設・オープンスペースは、災害発生時の広域避難場所、災害復旧拠点としての機能のほか、延焼遮断機能などの防災機能を有しています。

そのため、学校、公園等のオープンスペースにおける防災機能の強化や公共施設の緑化等による延焼遮断機能の強化を図るとともに、集中豪雨等による洪水対策として、調節池の整備や公共施設整備における遊水機能の確保・強化などを図る必要があります。

安全・快適な環境の維持・向上

見沼田圃では、農地の荒地化や周辺地域の市街化の影響もあり、地区内道路への通過交通の流入やゴミの不法投棄など環境の悪化が問題となっています。

そのため、見沼田圃のイメージアップに向け、地区内道路への通過交通の抑制やゴミの不法投棄の抑制などにより、安全・快適な環境の維持・向上を図る必要があります。



写真 通過交通の例



写真 ゴミの不法投棄の例



(2) 自然環境に関する課題

生態系ネットワークの保全・再生

見沼田圃に残る斜面林や水田、河川などは、植物、昆虫類、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、水生生物など多様な野生生物の生息・生育空間となっており、豊かな生態系ネットワークが形成されており、人にとっても貴重な空間です。

そのため、今後も現状の良好な自然環境を野生生物の生息・生育空間として保全し、生物多様性を維持・増大させる必要があります。また、さいたま新都心の東側など市街化の進行している地域では、多様な動植物の生息・生育を支える樹林地や水辺といったまとまった生息・育成の場が少ないため、その再生を図る必要があります。

一方、本来見沼田圃に生息していなかった特定外来生物も多く確認されており、生態系ネットワークの保全・回復を図るうえで、それらの拡大による在来種への悪影響が懸念されています。そのため、特定外来生物の駆除や適切な環境整備を行う必要があります。

平成 21 年度の自然環境調査で、植物 3 種（アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク）、哺乳類 2 種（マスカラット、アライグマ）、両生類・爬虫類 1 種（ウシガエル）の特定外来種を確認しました。（見沼田圃自然環境調査〔平成 21 年度〕）

斜面林等の保全・再生

見沼田圃には、緑のトラスト保全 1 号地、浦和西高斜面林など貴重な斜面林等の緑地が数多く残り、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の浄化などの機能を有するとともに、見沼田圃らしい田園景観の一部として重要な構成要素となっています。また、野生動植物の生息・生育空間としても重要な役割を担っています。そのため、斜面林等の貴重な緑地について適切な保全・再生を図る必要があります。

さらに、見沼田圃は、ヒートアイランド現象を緩和するためのクールアイランドとしての可能性も有しています。そのため、公園や学校、公共施設など公共空間の緑化を積極的に推進するとともに、清涼な空気を周辺市街地に流すための風の道として河川や道路の緑化、散策路などの整備を推進し、地域全体でみどりのネットワークの充実を図る必要があります。



写真 斜面林の例

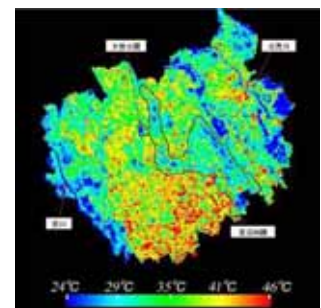


写真 さいたま市の温度分布
（出展：さいたま市ヒートアイランド検討業務報告書〔平成 21 年 12 月〕）

水辺環境の保全・再生

見沼田圃には、見沼代用水や、芝川、加田屋川などの河川があり、見沼田圃ならではの景観形成や水生生物の生息空間、市民の散策の場などとして重要な役割を担っています。

見沼代用水については、水田面積の減少に伴い農業用水としての需要は減りつつありますが、農業用水としてだけでなく、環境、景観、観光、教育など多面的な機能を有しており、地域用水としても重要な位置づけにあります。そのため、見沼代用水の多面的な機能を維持するため、今後も水の量について一定量を確保していく必要があります。

また、芝川、加田屋川については、周辺の宅地化の進行等による生活排水の増加など、水質の悪化が問題となっています。そのため、良好な水辺環境の保全・再生を図るとともに、水質の改善に向けた対策を強化する必要があります。

田園景観の保全

農地、斜面林、河川等が一体となって醸し出す良好な田園景観は、見沼田圃の原風景であり、大切に守り、残していく必要があります。

そのため、良好な田園景観が残る場所では、農業振興策との連携を図りながら優良農地の保全を図るとともに、斜面林や水辺環境の適切な維持・管理・整備を行い、貴重な田園景観の保全・再生を図る必要があります。また今後、新たな都市計画道路などの整備にあたっては、良好な田園景観を阻害しないよう、道路沿道の開発の抑制や生態系への配慮など周辺環境との調和を図る必要があります。



図 見沼代用水（東縁）



図 芝川



図 加田屋川

(出典：見沼たんぼのホームページ)

(3) 農に関する課題

農地の保全・活用の促進

見沼田圃では、農業従事者の減少・高齢化や後継者不足、輸入農産物の自由化など営農環境の変化等を背景として、農地の耕作放棄や荒地化が進行しており、耕作放棄地は平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間で約 17ha から約 19ha へと約 2 ha 増加しています。

そのため、農業生産の場としての機能を維持するため、残存する優良農地の保全や農地の生産性の維持・向上を図る必要があります。また、農地の遊休地化や耕作放棄地化を抑制するため、農地の賃貸・売買などの流動化や営農意欲のある農家等への農地の集約化などにより、農地としての有効活用を促進する必要があります。

担い手の確保・育成

都市化の進展や社会経済情勢の変化に伴い、農家人口の減少や農業従事者の高齢化、後継者の不足など、農業の担い手の問題が深刻化しています。さらに、見沼田圃区域内の農地所有者に対するアンケート調査（見沼田圃土地利用現況調査〔平成 19 年度〕）によると、現在営農を行っている農業者の中でも、今後農業をやめたい、農地を売りたい、農地以外の土地利用転換をしたいなど営農を継続する意向を持たない所有者が約 5 割みられます。

そのため、新たな担い手の確保・育成や税制上の配慮など農家支援策の検討が必要です。

農家の経営基盤の強化

見沼田圃の農家が、今後も継続して営農活動を行っていくためには、各農家の経営基盤を強化することも重要です。

そのため、首都圏という大消費地に位置し、市内にも 122 万人の消費者を抱えるというメリットを活かして、見沼田圃で生産される農産物のブランド化・高付加価値化や、地産地消の推進、農業経営の安定・生産性向上に向けた支援など、行政・生産者・消費者が一体となった取組を促進する必要があります。

都市住民との関わりによる農業振興の実現

見沼田圃の土地の約 4 割は農家が所有する農地であり、見沼田圃が有する良好な緑地空間としての環境・景観を維持するためには、農家の協力や負担により農地の保全を図る必要があります。また、農地所有者に対するアンケート調査（見沼田圃土地利用現況調査〔平成 19 年度〕）でも、見沼田圃の将来について、約 4 分の 3 の所有者が貴重な環境を守るべきと考えています。しかし、営農環境を取り巻く環境が厳しくなる中、農家の自助努力には限界があり、農業の振興に向けて都市住民の積極的な関わりが求められます。

そのため、農業に対する都市住民の関心・理解を深めつつ、楽しみながら農業の価値や魅力を体感できる場の充実や、身近に農を感じられるような新たなライフスタイルの提供等を図る必要があります。

(4) 歴史・文化に関する課題

歴史・文化遺産の保護

見沼田圃は、縄文時代には東京湾とつながる入江であり、その周辺で集落が形成され、縄文時代以降の沼・湿地であった時代から江戸時代の見沼溜井の時代、その後の見沼溜井の干拓による水田の時代を通じて受け継がれてきた農村の歴史があります。見沼田圃及び周辺地域には、見沼に鎮まる水神を祀った紀元前創建と伝えられる大宮氷川神社、縄文時代に形成された集落跡の市指定文化財である馬場小室山遺跡、かつての見沼代用水の舟運を支えた国指定史跡である見沼通船堀、市指定有形文化財である国昌寺開かずの門といった指定文化財をはじめ、寺社や遺跡など数多くの歴史・文化遺産が点在しています。

そのため、これらの歴史・文化遺産を今後も市民のかけがえのない環境資産として大切に守り育て、後世へと伝えていくため、適切に保護・管理していく必要があります。

農村文化の保護・継承

見沼田圃には、龍神伝説などの説話や伝承、市指定無形民俗文化財である南部領辻の獅子舞といった伝統行事など、先人達から受け継がれてきた農村文化がありますが、都市化の進展や社会経済情勢の変化に伴い、農家人口の減少や農業従事者の高齢化などが進行しており、将来的に貴重な農村文化が失われていくことが懸念されます。

そのため、伝承・伝統行事などの農村文化を次世代に継承するため、それらの調査・発掘・保護に努めるとともに、伝統行事の後継者など人材や活動団体の育成を促進していく必要があります。

歴史・文化を体感できる場の充実

見沼田圃及び周辺地域には多くの歴史・文化遺産のほか、歴史・文化の伝承を目的とした浦和博物館、旧坂東家住宅見沼くらしっく館、浦和くらしの博物館民家園などもあり、見沼田圃への来訪者の増加につなげるため、市民や来訪者の憩いの場としてそれらの積極的な活用が必要です。

そのため、市民や来訪者に対する歴史・文化に関する情報提供の充実を図るとともに、来訪者が歴史・文化を学べる施設や、歴史・文化遺産を気軽に見てまわれるような環境整備、農村文化とふれあえる場の充実を図る必要があります。



写真 見沼通船堀



写真 旧坂東家住宅見沼くらしっく館

(5) 観光・交流に関する課題

散策環境の快適性・利便性の向上

見沼田圃では、多くの方々に見沼田圃へ訪れていただくため、6つのコースを設定した「見沼田圃の散歩みちマップ」の作成・配布を行うとともに、見沼田圃内及び周辺の見所を紹介する案内板の設置(7箇所)、コース上の分岐等での誘導標識の設置(35基/平成22年3月現在)が進められています。しかし、既設の古い案内標識の中には、劣化により文字が消えているなど案内標識としての機能が損なわれているものもあり、景観上も問題となっています。また、コース上には多くの公園(市民の森、大和田公園、大宮第二公園、大宮第三公園、合併記念見沼公園、七里総合公園、見沼自然公園、見沼氷川公園など)があり市民の憩いの場として利用されているほか、ベンチ・パーゴラなども数箇所整備されており、散策者の休憩所として活用されています。

そのため、今後、散策の場、憩いの場としてのさらなる利用を促進するため、拠点となる公園・緑地の充実や、案内標識、休憩施設、トイレ等の充実、歩行者通行帯やサイクリングロードの充実などにより、散策環境の快適性・利便性の向上を図る必要があります。

見沼田圃に関する情報発信の充実

見沼田圃に関しては、本市や埼玉県ホームページにおいて見沼田圃の自然・農業・歴史・文化等に関する情報発信が行われているほか、インターネットや市内公共施設等において「見沼田圃の散歩みちマップ」等の配布が行われています。

今後も見沼田圃における観光・交流の促進や見沼の農業のブランド化、市民活動の促進等を図るため、広報・啓発活動、イベントなども含めた情報発信のさらなる充実を図る必要があります。



写真 案内板の例



写真 休憩施設の例

(6) 教育・市民活動に関する課題

学校教育の場としての活用

見沼田圃では、市内小学校における総合的な学習の一環として、自然観察や農業体験などの取組が行われており、平成 20 年度には 3 小学校による取組が行われるなど、毎年多くの小学生が見沼田圃で自然や農業とふれあっています。

そのため、今後も次世代を担う子どもたちの教育活動の一環として、見沼田圃の農地や緑地、水辺空間等を活用した教育活動の取組を推進していく必要があります。

多様な市民活動の促進

見沼田圃では、環境保全、環境調査、レクリエーション、援農、環境学習、農業体験など、見沼田圃をテーマとした様々な市民活動が行われており、本市と市民による見沼田圃のホームページでは 18 の活動団体が紹介されています。

そのため、農地や斜面林等の保全・活用に向けて、今後も様々な形での市民活動を積極的に促進し、市民との協働による自然、農業とのふれあいの場の充実を図る必要があります。

農地・緑地等の有効活用の促進

見沼田圃には、市民農園や県民ふれあい農園など、市民と農業のふれあいの場として農地が活用されている箇所がいくつかあります。

そのため、農地の保全や、来訪者の農業に対する多様なニーズに対応するため、市民農園や教育ファームの充実など、憩いの場、農業体験や生産者との交流の場、教育・福祉の場としての農地や緑地等の有効活用を促進する必要があります。



写真 市民農園



写真 県民ふれあい農園

